

研究生

2024年度 大学院 研究生 募集要項 文学研究科／国際政治経済学研究科／国際日本学研究科

募集人員： 各研究科とも若干名

出願資格： 二松学舎大学大学院学則 25 条（次頁）に定める本学大学院入学資格を有する者

研究期間： 研究生の研究期間は、2025 年 3 月 31 日までとします。（ただし希望の研究期間が半年間の場合は、2024 年 8 月 31 日まで）

研究生が研究期間の延長を願い出たときは、1 回に限り 1 年間を限度として許可する場合があります。なお、博士論文の作成を目的とする場合で、本大学院に研究生として入学する前に博士課程を修了又は所定単位取得満期退学した者が研究期間の延長を願い出たときは、1 年毎に通算 6 年を限度として許可する場合があります。

出願方法： 期間内に願書類を本学教務課窓に提出してください。郵送の場合は簡易書留または EMS で締切日必着。
（〒102-8336 東京都千代田区三番町 6-16 二松学舎大学教務課）

出願期間： 2024 年 2 月 5 日（月）～2 月 29 日（木）※平日 9 時～16 時受付 土・日・祝日を除く

検定料： 20,000 円（継続者は免除）

※専用の振込依頼書を使用してください。ただし、海外に居住する外国人留学生については、別紙「検定料等の海外送金について」を参照して Web 上で振り込んでください。

出願書類： ①研究生入学願書（本学所定用紙）

②研究計画書（本学所定用紙）

③履歴書（本学所定用紙）

④業績書（本学所定用紙）

⑤最終学歴の卒業（見込）又は修了（見込）証明書及び成績証明書

⑥健康診断書【検査項目：身長、体重測定、胸部 X 線、視力検査、聴力検査（会話法）、内科検診、尿検査】

⑦検定料の振込連絡票（本学所定用紙）※海外に居住する留学生は不要

⑧【他大学院出身者のみ】指導教員の推薦書（書式自由）

⑨【外国籍の者のみ】住民票または在留カードの写し（両面）※住民票の場合は原本のみ

⑩【海外に居住する外国人留学生のみ】

(1)日本語能力に関する証明書（指導教員又はこれに準ずる者による）

(2)在留資格認定申請書類（「外国人留学生に関する注意事項」参照。ただし個人で在留資格取得手続きを行う場合は不要）

選考方法： 出願書類の審査及び面接により選考します。

※1 本学出身者及び研究期間の延長を申し出た者は原則として面接を行いませんが、研究科長が必要と認めた場合は面接を実施する場合があります。その場合は別途連絡します。

※2 海外に居住する外国人留学生については、まず書類審査を行い、書類審査合格者にのみ面接の案内を E メールでお知らせします。

※3 面接会場は本学九段キャンパスです。（海外に居住する外国人留学生のみオンライン面接を選択可）

面接予定日：文学研究科・国際日本学研究科…2024 年 3 月 5 日（火）10:30～
国際政治経済学研究科 …2024 年 3 月 8 日（金）10:30～

合否発表： 2024 年 3 月 12 日（郵送で発表。発送日は変更になる場合があります）

入学手続： 合格者には、合格通知とともに入学手続書類をお送りします。通知に示された期限内に入学金及び研究指導料等を納入し、入学手続書類を記入の上、教務課に提出してください。

入学金 30,000円
研究指導料 1年間100,000円（希望の研究期間が半年間の場合は、50,000円）
学生傷害保険料 1,340円

【入学手続書類】

①検定料の振込連絡票（本学所定用紙）※海外に居住する留学生は不要

②誓約書（本学所定用紙）

*一旦納入された納入金は理由の如何を問わず返還しません。

外国人留学生に関する注意事項：

①本学の研究指導は、一部を除き基本的にすべて日本語で行われます。また、研究生は指導教員の指示により授業に出席することもできますが（ただし単位は修得できません）、授業についても同様です。このため、かなりの日本語能力（日本語能力試験1級程度）がないと研究指導や授業の内容が理解できないと考えられます。本学の研究生制度は、日本語を勉強しながら研究指導を受けたいという人には適していません。

②海外に居住する外国人留学生で、本学に日本の在留資格「留学」の認定申請を依頼する場合は、次の必要書類を出願書類と同時に提出してください。

(1) 在留資格認定証明書交付申請書 1通

(2) 写真 1葉（縦4cm 横3cm）

(3) 経費支弁書 1通

※(1)(3)については以下の出入国在留官庁のサイトからダウンロードしてください。

(2)についても、規格を以下のサイトにて確認してください。

【出入国在留管理庁】<https://www.moj.go.jp/isa/applications/status/student.html>

※研究生は正規の学生ではないため、本学の研究生試験に合格しても、在留資格が認定されない場合があります。また、東京出入国管理局での審査に時間がかかり、認定が遅れる場合があります。在留資格の認定は東京出入国在留管理局の判断ですので、このことに対し本学は一切の責任を負いません。また、在留資格が認定されなかった場合でも、検定料は返金しません。

また、在留資格が認定されるまで1か月以上かかるため、4月の授業開始までに入国ができない可能性が非常に高い（おおむね5月頃に入国可能となります）ことをご了承ください。

問い合わせ先：出願に関して不明な点は下記までお問い合わせください。

・二松学舎大学教務課 電話 03-3261-7406 kyougaku@nishogakusha-u.ac.jp

参考資料：

二松学舎大学大学院学則 第25条

本大学院に入学することのできる者は、次の各号の一に該当する資格を有する者とする。

一 学校教育法第83条に定める大学を卒業した者

二 学校教育法第104条第4項の規定により学士の学位を授与された者

三 外国において学校教育における16年の課程を修了した者

四 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における16年の課程を修了した者

五 我が国において、外国の大学の課程（その修了者が当該外国の学校教育における16年の課程を修了したとされるものに限る。）を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者

六 専修学校の専門課程（修業年限が4年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者

七 文部科学大臣の指定した者

八 学校教育法第102条第2項の規定により大学院に入学した者であって、当該者をその後に入学者とする大学院において、大学院における教育を受けるにふさわしい学力があると認められた者

九 本大学院において個別の入学資格審査により大学を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者で、22歳に達した者

十 本大学院において学校教育法第83条に定める大学を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者